

一水会幹事長選任規則

第一条 会則第八条にもとづく幹事長選任の手続きは、本規則の定めるところによる。

第二条 幹事長になろうとする者は、自署捺印した書面によりその旨を幹事長に届出なければならない。

2 幹事長候補者の届出は、会員三名以上が、幹事長に推せんしようとする者の氏名を特定したうえ、連署捺印した書面によってもなすことができる。

第三条 前条の届出の期間は、幹事会の決定にもとづき幹事長がこれを会員にあらかじめ通知する。

2 幹事長は、届出期間終了後すみやかに届出のあった候補者の氏名を会員に通知する。

第四条 幹事長の候補者が二名以上あるときは、直接・単記・無記名投票により総会出席者の過半数の得票者をもって幹事長とする。

2 前項の投票の結果、過半数を得た者がいないときは、上位二名（一位複数の場合はその者全員、一位一名二位複数の場合は一位と二位の者全員）の者につき再度直接・単記・無記名投票を行い、上位得票者をもって幹事長とする。

3 前項の投票の結果最高得票者が二名以上あるときは、幹事長およびその指名する者三名の立会のうえ、抽せんにより幹事長を決定する。

第五条 幹事長の候補者が一名のときは、総会の承認をもってその者を幹事長とする。

2 前項の承認が得られない場合における幹事長の選任方法は、総会において決定する。

附則

一 この規則は昭和五十二年十一月五日より施行する。